

令和2年度 県民の総力をあげて 交通事故をなくす県民運動

鹿児島県実施要綱

運動の重点

【最重点】

高齢者の交通事故防止

【重点】

- 1 交通ルールの遵守とマナーの向上
- 2 全ての座席のシートベルトと
チャイルドシートの正しい着用の徹底
- 3 早朝、夕暮れ時、夜間における交通事故防止
- 4 飲酒運転の根絶
- 5 子どもと若者の交通事故防止
- 6 自転車の安全利用の推進



令和元年度JA共済全国小・中学校交通安全ポスターコンクール
鹿児島県知事賞受賞作品



令和元年度JA共済全国小・中学校交通安全ポスターコンクール
鹿児島県警察本部長賞受賞作品

鹿児島県交通安全対策会議
鹿児島県交通安全県民運動推進協議会



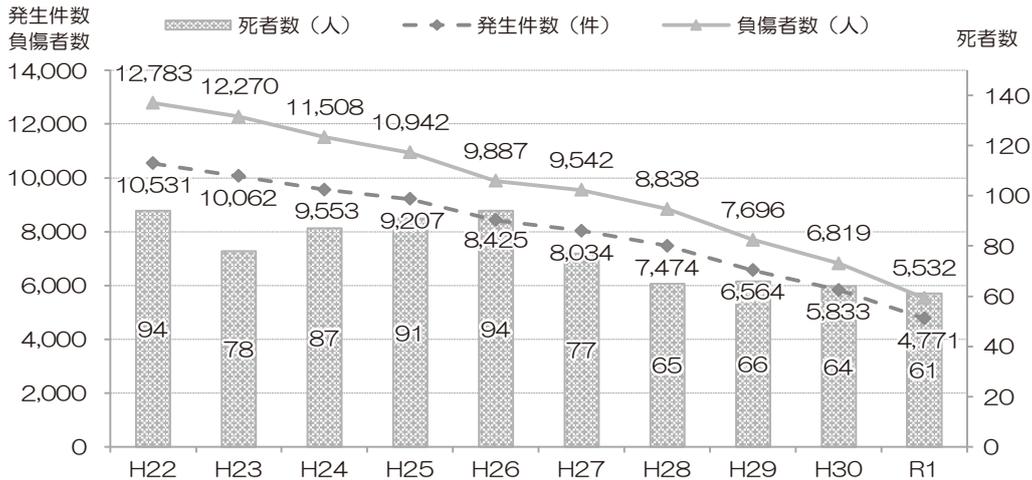
～ 令和元年中の交通事故情勢について ～

本県の令和元年中の交通事故は、発生件数、死者数及び負傷者数とも前年より減少した。

死者数は61人で、前年より3人減少し、第10次鹿児島県交通安全計画で掲げた、年間の交通事故死者数を「62人以下」にするという目標を初めて達成した。また、死者数と負傷者数を合計した死傷者数は、同計画で掲げた「7,500人以下」の目標を2年連続で達成した。

交通事故死者のうち、高齢者は37人で前年より2人減少したが、全死者数の6割以上を占めており、平成15年以降17年連続で全死者数の過半数を超える結果となった。

鹿児島県の交通事故発生状況の推移(H22～R1)



交通事故発生率でみる鹿児島の安全度合い

順位	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
	都道府県名 (事故発生率)									
1位	島根 (27.5)	島根 (26.0)	鳥取 (23.7)	鳥取 (22.0)	鳥取 (20.2)	鳥取 (18.3)	鳥取 (17.2)	鳥取 (16.9)	島根 (14.9)	島根 (13.6)
2位	秋田 (29.3)	秋田 (27.6)	島根 (24.2)	島根 (23.3)	岩手 (20.9)	島根 (19.9)	岩手 (18.5)	岩手 (17.6)	鳥取 (15.4)	鳥取 (14.4)
3位	岩手 (30.6)	岩手 (28.2)	岩手 (25.9)	岩手 (23.5)	秋田 (21.6)	岩手 (19.9)	島根 (18.9)	島根 (18.6)	岩手 (15.8)	福井 (15.1)
26位	岐阜 (56.3)	埼玉 (52.0)	愛媛 (50.0)	和歌山 (48.1)	長野 (43.7)	沖縄 (39.6)	茨城 (35.8)	茨城 (33.3)	奈良 (29.8)	神奈川 (25.4)
27位	京都 (56.4)	京都 (53.4)	岐阜 (50.0)	山口 (48.3)	大分 (43.8)	茨城 (39.8)	滋賀 (37.5)	滋賀 (34.5)	滋賀 (29.9)	茨城 (25.9)
28位	愛媛 (57.0)	広島 (54.9)	大分 (50.9)	熊本 (48.3)	広島 (43.9)	山口 (40.7)	埼玉 (38.3)	山口 (35.3)	茨城 (30.0)	滋賀 (26.0)
29位	広島 (57.8)	愛媛 (55.2)	広島 (52.0)	大分 (48.7)	沖縄 (44.1)	埼玉 (40.8)	沖縄 (38.3)	大分 (35.6)	大分 (30.7)	大分 (26.1)
30位	大阪 (58.3)	大阪 (56.0)	熊本 (54.1)	広島 (50.5)	山口 (44.1)	滋賀 (41.5)	大分 (38.4)	沖縄 (35.9)	沖縄 (30.8)	千葉 (26.3)
31位	熊本 (59.7)	三重 (56.2)	和歌山 (54.4)	長崎 (50.9)	三重 (44.2)	大分 (42.0)	山口 (38.4)	埼玉 (36.0)	岡山 (30.9)	沖縄 (28.3)
32位	三重 (60.3)	熊本 (57.7)	大阪 (54.4)	大阪 (52.1)	長崎 (46.3)	長野 (42.0)	長野 (39.5)	岡山 (37.7)	埼玉 (33.0)	埼玉 (29.1)
33位	鹿児島 (61.7)	鹿児島 (59.0)	三重 (55.0)	三重 (53.3)	滋賀 (46.6)	長崎 (44.2)	長崎 (41.0)	長野 (38.1)	長崎 (34.3)	長崎 (29.5)
34位	山形 (62.7)	和歌山 (59.3)	鹿児島 (56.2)	鹿児島 (54.5)	大阪 (48.3)	大阪 (46.0)	大阪 (42.9)	長崎 (38.7)	長野 (34.9)	鹿児島 (29.6)
35位	滋賀 (64.2)	滋賀 (59.4)	滋賀 (57.1)	滋賀 (55.4)	鹿児島 (50.1)	鹿児島 (48.2)	鹿児島 (45.4)	鹿児島 (40.1)	鹿児島 (35.9)	長野 (30.5)
36位	兵庫 (65.5)	山形 (62.5)	兵庫 (61.0)	兵庫 (58.8)	山梨 (53.3)	徳島 (50.6)	岡山 (46.5)	大阪 (40.8)	徳島 (37.8)	徳島 (34.1)
45位	宮崎 (97.2)	静岡 (98.9)	静岡 (98.5)	静岡 (94.3)	静岡 (90.0)	宮崎 (84.9)	宮崎 (81.7)	宮崎 (75.7)	宮崎 (68.4)	宮崎 (61.3)
46位	佐賀 (106.1)	佐賀 (109.3)	香川 (107.2)	香川 (102.1)	香川 (90.8)	静岡 (87.7)	静岡 (85.2)	佐賀 (81.7)	佐賀 (69.5)	佐賀 (61.6)
47位	香川 (118.1)	香川 (112.6)	佐賀 (107.3)	佐賀 (111.1)	佐賀 (105.6)	佐賀 (102.5)	佐賀 (93.4)	静岡 (82.0)	静岡 (77.3)	静岡 (68.6)

※発生率：人口1万人あたりの発生件数

運動の目的

県民一人ひとりが交通安全を自分自身のこととして捉えるとともに、交通ルールとマナーを遵守し、思いやりとゆずり合いの心を持って、主体的に交通安全活動を実践することにより、県民総ぐるみで悲惨な交通事故を防止することを目的とする。

運動の期間

令和2年4月1日～令和3年3月31日

年間スローガン

ルールとマナー みんなで守ろう 鹿児島路

運動の進め方

- 本実施要綱は、令和2年2月14日、県交通安全対策会議幹事及び県交通安全県民運動推進協議会常任委員による合同会議において決定したものである。
- 第10次県交通安全計画で定めた、年間の交通事故死者数を「62人以下」とする抑止目標を確実に達成するため、関係機関・団体が緊密な連携のもとに強力な死亡事故抑止の取組を行う。
- 各推進機関・団体は、組織の特性や実態に応じた活動を積極的に推進し、この運動が真に県民総ぐるみの運動として県民に浸透し、効果があがるように努める。
- 県民は、「交通安全の主役は自分自身である。」ことを自覚し、本運動の推進事項を着実に実践する。

各季の交通安全運動

- 4月 6日(月)～4月15日(水) 春の全国交通安全運動
7月11日(土)～7月20日(月) 夏の交通事故防止運動
9月21日(月)～9月30日(水) 秋の全国交通安全運動
12月10日(木)～1月10日(日) 年末・年始の交通事故防止運動

日を定めて実施する運動

「交通事故死ゼロを目指す日」

(全国统一) 4月10日(金)、9月30日(水)

4月10日・9月30日を「交通事故死ゼロを目指す日」と定め、交通安全に対する県民の更なる意識の向上を図るとともに、県民一人ひとりが交通ルールの遵守と正しい交通マナーを実践する。

「ライト点灯の日」 10月10日(土)

10月10日を「10(テン)10(とお)」の語呂合わせで、「ライト点灯の日」と定め、県民に「3(サン)ライト運動」の周知徹底を図るとともに、早朝、夕暮れ時、夜間における交通事故防止を目的とした諸対策を展開する。

「高齢者交通安全の日」 毎月15日

毎月15日を「高齢者交通安全の日」と定め、県民総ぐるみで高齢者を保護するための諸対策を効果的に展開し、高齢者を交通事故から守り、高齢者が安全で安心できる道路交通の実現を目指す。

「交通安全の日」 毎月20日

毎月20日を「交通安全の日」と定め、県民一人ひとりが、交通ルールの遵守と正しい交通マナーを実践し、県民の交通安全意識の高揚を目指す。

運動の最重点

高齢者の交通事故防止

現状

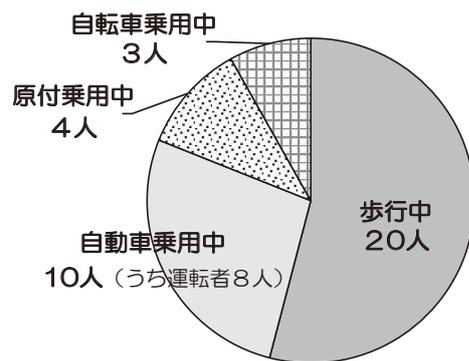
令和元年中の全交通事故件数(4,771件)のうち、65歳以上の高齢者が関連する交通事故は2,110件発生しており、全体の約44%を占めている。

また、平成15年以降、17年連続で65歳以上の高齢者の交通事故死者数が全死者数の過半数を占めている状況であり、令和元年における構成率は約61%(全61人中37人が高齢者)と、全国平均(約55%)よりも高い。

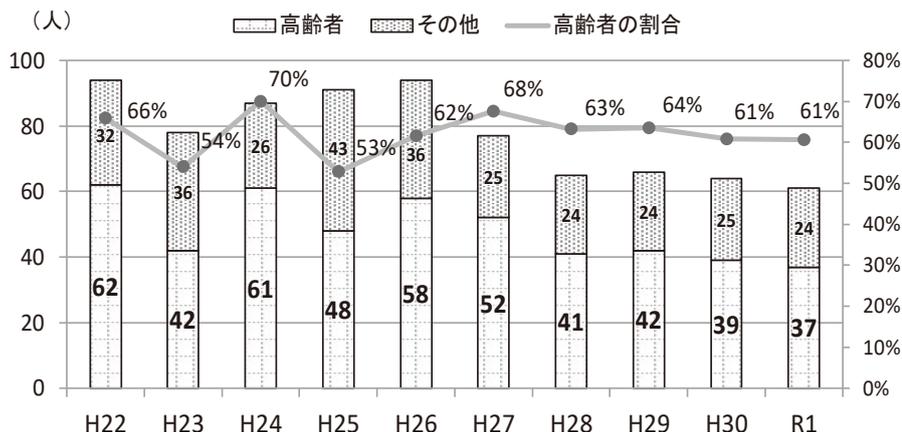
【令和元年中の高齢者の関連する交通死亡事故の特徴】

- ・ 自動車乗用中死者は10人で、全体(24人)の約42%
- ・ 歩行中死者は20人で、全体(27人)の約74%
- ・ 自転車乗用中死者は3人で、全員が高齢者
- ・ 高齢死者37人の約8割(28人)は75歳以上
- ・ 高齢運転者が第一当事者となる交通死亡事故件数は、14件(16人)で、うち75歳以上によるものが8件(9人)

高齢者の状態別死者数(令和元年中)



交通事故死者に占める高齢者の割合の推移



対策

- 高齢運転者や高齢歩行者に対する「思いやり運転」の推進
- 高齢者交通事故防止のための「プラス1(ワン)運動」の推進
- 高齢運転者の交通事故防止に有効な「サポカーS」の普及啓発
- 高齢運転者の安全運転相談窓口の周知と自主返納者に対する支援施策の充実



なくそう!! ペダル踏み間違い事故

ペダル踏み間違い事故等を防止するためには、先進安全技術を搭載した「サポカーS」が有効です。

車線逸脱警報

はみださない技術



車線を検知して、はみ出しを警報。

車載のカメラにより道路上の車線を検知し、車線からはみ出しそうになった場合やはみ出した場合には、運転者に対して警報します。

自動ブレーキ(対車両・対歩行者)

ぶつからない技術



危険を予測し衝突を回避、または被害を軽減。

車載のレーダーやカメラにより前方の車両や歩行者を検知し、衝突の可能性がある場合には、運転者に対して警報します。さらに衝突の可能性が高い場合には、自動でブレーキを作動します。

ペダル踏み間違い時加速抑制装置

飛び出さない技術



駐車スペースから出る時などの、誤操作による急発進を防ぐ。

停止時や低速走行時に、車載のレーダー、カメラ、ソナーが前方や後方の壁や車両を検知している状態でアクセルを踏み込んだ場合には、エンジン出力を抑える等により、急加速を防止します。

先進ライト

ヘッドライトの自動切り替え技術



ヘッドライトを自動で切り替え夜間の歩行者などの早期発見に貢献。

- 自動切り替え前照灯
前方の先行車や対向車等を検知し、ハイビームとロービームを自動的に切り替えます。
- 自動防眩型前照灯
前方の先行車や対向車等を検知し、ハイビームの照射範囲のうち当該車両のエリアのみを部分的に減光します。
- 配光可変型前照灯
ハンドルや方向指示器などの運転者操作に応じ、水平方向の照射範囲を自動的に制御します。

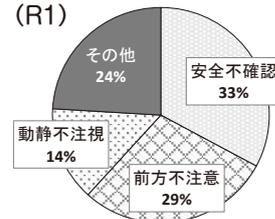
運動の重点

1 交通ルールへの遵守とマナーの向上 ～横断歩道等における歩行者保護の徹底～

現状

交通事故の要因は、安全不確認や前方不注意、動静不注視が大半を占めており、運転中の安全確保に必要な基本的な注意が払われていないほか、悪質な運転による事故も発生している。
また、歩行者の道路横断時の安全不確認や自転車利用者のスマートフォン使用等も問題となっており、運転者や歩行者の基本的な交通ルールとマナーが依然として守られていない。

法令違反別交通事故件数 (R1)



対策

- 思いやり運転による交通マナーの向上
- 道路(横断歩道を含む)における歩行者優先, 歩行者保護の徹底
- 「あおり運転」が、悪質かつ危険な犯罪行為であることの自覚と周知
- 「ながら運転」の危険性の周知

トピックス2

やめよう!! 「ながら運転」



令和元年12月1日の改正道路交通法の施行により、自動車運転中に携帯電話やスマートフォンなどを使用した場合の罰則が強化されました。

運転しながらのスマートフォン等の注視・通話やカーナビゲーション装置等の注視は、画面や会話等に意識が集中してしまい、周囲の危険を発見することができず、歩行者や他の車に衝突するなど、重大な交通事故につながり得る極めて危険な行為です。

2 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

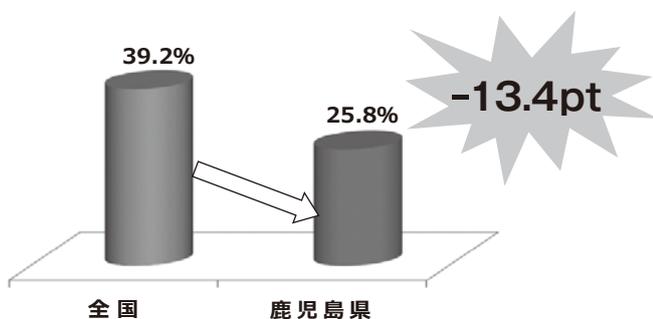


現状

本県は、一般道における後部座席のシートベルト着用率が25.8%で全国ワースト3位であり、全国平均と比較しても10%以上低く、後部座席のシートベルト着用が徹底されていない状況である。

また、令和元年中の自動車乗車中の交通事故死者24人のうち12人はシートベルト非着用であった。

後部座席シートベルト着用率調査結果



令和元年：警察庁・日本自動車連盟(JAF)調査(一般道路)

全席ベルト着用!!「します・させます」運動

運転者・同乗者
子ども(幼児)には
チャイルドシートを
させます



運転者・同乗者
後部座席を含む全席に
シートベルトをさせます

運転者
車を運転するなら
シートベルトをします



同乗者
車に同乗するなら
シートベルトをします

対策

- シートベルトとチャイルドシートの必要性と着用・使用による安全効果についての理解促進
- 子どもの体格に合ったチャイルドシートの使用と確実な取付けの励行
- バスやタクシー等乗車時のシートベルト着用徹底
- 「全席ベルト着用!!『します・させます運動』」の推進



3 早朝, 夕暮れ時, 夜間における交通事故防止

現状

令和元年中の夜間(日没から日の出までの間)歩行中の死者16人のうち, 15人が夜光反射材非着用であった。

早朝, 夕暮れ時, 夜間は, 道路上の歩行者に気付かない運転者が多いため, 重大事故につながる危険性が高い。

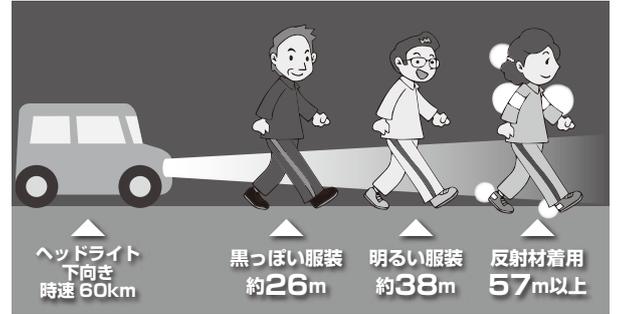
歩行中の死者数及び夜光反射材着用状況の推移

	H27	H28	H29	H30	R元
全歩行中死者	27	18	19	22	27
うち夜間歩行中	17	14	9	16	16
構成率	63.0%	77.8%	47.4%	72.7%	59.3%
うち反射材使用	1	1	0	1	1

夜光反射材の着用は, 夜間の事故防止に有効です!



下向きライト時の夜光反射材着用時の見え方



対策

- 早朝, 夕暮れ時, 夜間における明るい色の服装や夜光反射材着用の徹底
- 「3 (サン) ライト運動」の実践(特に早めの点灯と夜間の原則上向きライト点灯)
- 街頭での交通安全指導及び保護・誘導活動の推進
- 自転車利用者の夜間におけるライト点灯の徹底と夜光反射材の取付け等の推進

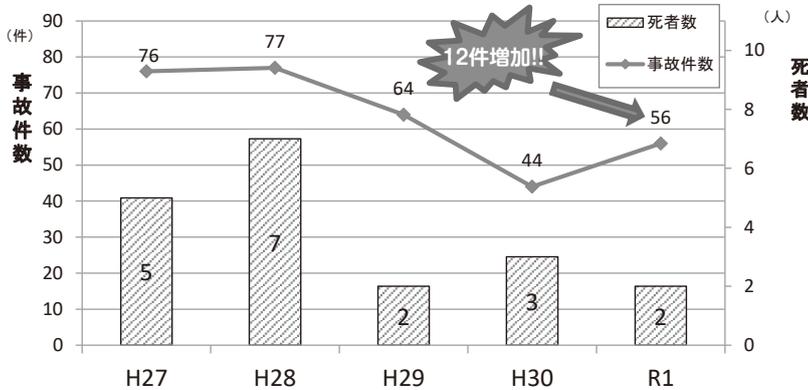
4 飲酒運転の根絶



現状

令和元年中の飲酒運転による死者数は2人と, 前年より1人減少したが, 平成30年まで減少傾向にあった飲酒運転事故が56件と前年より12件増加している。

飲酒運転による交通事故の発生状況の推移 (原付以上1, 2当)



対策

- 飲酒運転の危険性, 悪質性についての周知
- 二日酔いでも飲酒運転になることの自覚と周知
- 家庭, 地域等における「飲酒運転を許さない環境づくり」の推進
- 「飲酒運転8 (やっ) せん運動」と「ハンドルキーパー運動」の推進



5 子どもと若者の交通事故防止

現状

令和元年中の子ども(中学生以下)の交通事故は、発生件数(725件)、負傷者数(198人)ともに前年より減少したが、死者は2人で前年より1人増加した。

また、子どもの歩行中交通事故の約5割が誤った歩行、自転車乗用中の約9割が誤った通行であった。

さらに、若年(16歳~24歳)ドライバーに主な原因のある交通事故では7人が死亡している。

対策

- 通学路の安全点検や子どもの保護・誘導活動の実施
- 外出する子どもへの安全に関する具体的な注意、声かけの励行
- 子どもを見かけたら減速や徐行をするなど「思いやり運転」の励行
- 速度超過や無謀運転による交通事故の危険性等を理解させる指導、教育の実践



6 自転車の安全利用の推進



現状

令和元年中の自転車利用中の交通事故は、発生件数(409件)、負傷者数(388人)ともに前年より減少したが、死者は3人で前年より1人増加した。また、死者3人は、いずれもヘルメットを着用していなかった。

自転車利用時のヘルメット着用について

自転車による交通事故死者のほとんどは、頭部に受傷をしています。

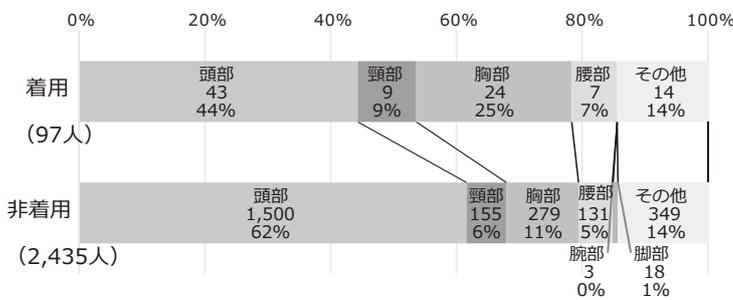
また、警察庁の統計によると、ヘルメットを着用せずに交通事故に遭った場合、着用していた場合よりも、死亡する確率が約2.5倍になるとの結果も出ています。

ヘルメットの着用は、万が一、事故に遭った場合、頭部の被害を軽減できるものですので、自転車を利用する際は、必ずヘルメットを着用しましょう。

「SGマーク」など、安全基準を満たしたヘルメットの着用を



ヘルメット着用状況別自転車乗用中死者の人身損傷主部位比較



ヘルメット着用状況別の致死率

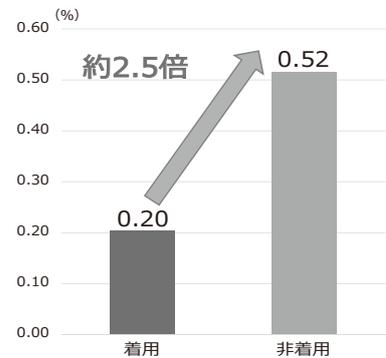


図 自転車乗用中のヘルメット着用状況別の致死率比較 (平成21年~平成30年合計)

対策

- 「かごしま自転車条例」の理解促進
- 自転車利用者の自転車損害賠償保険等の加入徹底
- 自転車利用者のヘルメット着用の推進
- 自転車利用中の傘さしやスマートフォン使用等、危険運転の絶無
- 夜間のライト点灯の徹底と夜光反射材の車体への装着の促進



運動の重点別の推進事項

<p>高齢者の 交通事故防止</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 高齢者に対する積極的な声かけによる注意喚起 ○ 高齢運転者標識（高齢者マーク）の表示の促進 ○ 高齢運転者や高齢歩行者に対する「思いやり運転」の推進 ○ 高齢者交通事故防止のための「プラス1（ワン）運動」の推進 ○ 高齢運転者の交通事故防止に有効な「サポカーS」の普及啓発 ○ 高齢運転者の安全運転相談窓口の周知と自主返納者に対する支援施策の充実 ○ 参加・体験・実践型の交通安全教室への参加の促進 ○ 高齢者の移動を伴う日常生活を支える施策の充実 ○ 高齢運転者に優しい道路環境の構築
<p>交通ルールの遵守 とマナーの向上</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 基本的な交通法規の遵守の徹底 ○ 思いやり運転による交通マナーの向上 ○ 道路（横断歩道を含む。）における歩行者優先，歩行者保護の徹底 ○ 「安全運転は運転の基本」であることの周知徹底 ○ 「運転中は運転のみに集中」することの徹底 ○ 「あおり運転」が，悪質かつ危険な犯罪行為であることの自覚と周知 ○ 「ながら運転」の危険性等の周知
<p>全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ シートベルトとチャイルドシートの必要性と着用・使用による安全効果についての理解促進 ○ 子どもの体格に合ったチャイルドシートの使用と確実な取付けの励行 ○ バスやタクシー等乗車時のシートベルトの着用徹底 ○ 「全席ベルト着用!!『します・させます運動』」の推進
<p>早朝，夕暮れ時，夜間における交通事故防止</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 早朝，夕暮れ時，夜間における明るい色の服装や夜光反射材着用の徹底 ○ 「3（サン）ライト運動」の実践（特に早めの点灯と夜間の原則上向きライト点灯） ○ 街頭での交通安全指導，保護・誘導活動の推進 ○ 自転車利用者の夜間のライト点灯の徹底と夜光反射材の取付け等の推進
<p>飲酒運転の根絶</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 飲酒運転の危険性，悪質性についての周知 ○ 二日酔いでも飲酒運転になることの自覚と周知 ○ 家庭，地域等における飲酒運転を許さない環境づくりの推進 ○ アルコールが身体に及ぼす影響（判断力や反射神経の低下等）の自覚と周知 ○ 「飲酒運転8（やっ）せん運動」と「ハンドルキーパー運動」の推進
<p>子どもと若者の交通事故防止</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 通学路の安全点検や子どもの保護・誘導活動の実施 ○ 外出する子どもへの安全に関する具体的な注意，声かけの励行 ○ 子どもを見かけたら減速，徐行をするなど思いやり運転の励行 ○ 速度超過や無謀運転による交通事故の危険性や悲惨さを理解させる指導，教育の実践
<p>自転車の安全利用の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「かごしま自転車条例」の更なる理解促進と遵守の徹底 ○ 自転車利用者の自転車損害賠償保険等の加入徹底 ○ 自転車利用者のヘルメット着用の推進 ○ 「かごしま自転車安全利用五則」の遵守と周知 ○ 自転車利用中の傘さし，スマートフォン使用等の危険運転の絶無 ○ ハンドル，ブレーキ，ライト等車体の点検整備の励行 ○ 夜間のライト点灯の徹底と夜光反射材の車体への装着の促進

各推進機関・団体の実施事項

<p>各推進機関・団体の共通実施事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 交通死亡事故減少に向けた関係機関・団体間の連携強化 ○ 各季の交通安全運動, 「高齢者交通安全の日」, 「交通事故死ゼロを目指す日」等の活動の積極的な推進 ○ 高齢者の総合的な交通事故防止対策の推進 ○ 「全席ベルト着用!! 『します・させます運動』」等シートベルト・チャイルドシート着用向上対策の推進 ○ 「3(ライト)運動」の展開を中心とした, 早朝, 夕暮れ時, 夜間における交通事故防止活動の推進 ○ 「飲酒運転8(やっ)せん運動」等, 飲酒運転根絶運動の推進 ○ かごしま自転車条例の周知啓発 ○ 所属職員に対する交通安全運動の周知徹底 ○ 組織の実情に応じた各種交通安全街頭キャンペーン, 講習会等の開催 ○ ポスター, のぼり旗, 横断幕等による広報・啓発活動の推進 ○ 交通安全に関する各種情報の提供 ○ セーフティ・チャレンジ交通安全コンテストへの積極的な参加
<p>県</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 交通安全対策会議, 交通安全県民運動推進協議会の運営等 ○ 第10次鹿児島県交通安全計画の展開, 交通安全実施計画の作成 ○ 交通安全県民運動の効果的な推進 ○ 市町村, 関係機関・団体に対する交通安全運動の協力要請と指導 ○ 交通安全教育・広報活動の推進 ○ 高齢運転者交通事故防止講習会の推進 ○ 交通事故相談など被害者対策の推進 ○ 交通安全講話の積極的推進 ○ 交通安全教育用ビデオ等の貸出し
<p>市 町 村</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市町村交通安全計画の作成 ○ 交通安全推進体制の確立と交通安全推進会議の定期的な開催 ○ 関係機関・団体に対する交通安全運動の協力要請と指導の推進 ○ 地域の交通事故実態に合わせた自主的な交通事故防止施策の推進 ○ 各種広報媒体による広報活動の推進と参加・体験型交通安全教育の充実・強化 ○ 交通指導員に対する指導と街頭活動の活発化 ○ 駐車, 駐輪対策の推進 ○ 安全施設, 通学路等の点検整備 ○ 高齢者元気度アップ・ポイント事業等のポイント対象活動への「交通安全教育」の導入 ○ 運転免許自主返納者に対する交通手段の確保等及び運転免許自主返納メリット制度の周知促進
<p>警 察</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 交通死亡事故抑止対策の推進 ○ 高齢者の交通事故防止対策の推進 ○ 効果的な交通安全教育の推進 ○ 自治体と連携した交通安全活動の推進 ○ 交通事故分析結果の積極的な広報 ○ 悪質・危険性, 迷惑性の高い違反を重点とした指導取締の強化 ○ 総合的な自転車事故防止対策及び駐車対策の推進 ○ 適性な交通規制と交通安全施設の整備 ○ 迅速・適正な運転免許事務の推進
<p>教育関係機関・団体</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 幼児・児童・生徒に対する交通安全教育の充実・強化 ○ 自転車の正しい乗り方, 交差点の安全な通行方法の指導の徹底 ○ 児童・生徒等交通事故防止対策連絡会の開催 ○ 学校における関係機関・団体等と連携した交通事故防止対策連絡協議会の設置及び登下校時の保護・誘導活動の徹底 ○ 交通安全教育指導者の育成 ○ 児童・生徒等「交通事故防止ゼロ月間」運動の推進 ○ 広報誌, 連絡表等による児童及び保護者への広報活動の推進 ○ 高校生に対する二輪車運転技能講習会等の実施 ○ 交通安全に関する図画・作文募集等による交通安全意識の高揚

<p>道 路 管 理 者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各種交通安全施設の点検・整備と道路障害情報の迅速な提供 ○ 自転車事故防止対策としての自転車利用環境の整備 ○ 路上の物件放置や道路不正使（占）用の禁止の指導徹底 ○ 交通事故防止に配慮した交差点改良の推進 ○ 事故多発地点現場診断や交通危険箇所点検による道路改良整備 ○ 高速道路利用者に対する交通安全広報の徹底 ○ 交通安全総点検による取組を通じての交通安全の確保 ○ 生活道路，通学路等における安全対策の推進
<p>交 通 安 全 協 会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 広報車，立て看板，のぼり旗，チラシ等による広報・啓発の推進 ○ 高齢者家庭交通安全訪問指導の推進 ○ 運転者等に対する参加・体験型交通安全教育の充実 ○ 積極的なチャイルドシート貸出等によるチャイルドシート着用の促進及び啓発活動の推進 ○ 夜光反射機能付き交通安全用品等の普及・促進 ○ 電動車いす，自転車，原付車等の運転技能講習会の実施 ○ 歩行者・自転車シミュレータの活用による交通安全指導の推進 ○ 飲酒運転根絶のためのハンドルキーパー運動の推進 ○ 高齢者，幼児・児童交通安全指導員の養成
<p>安全運転管理協議会 運 輸 支 局 自動車安全運転センター 自動車事故対策機構 各自動車・二輪関係機関団体</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業所における安全運転管理の徹底 ○ 安全運転管理者等の資質の向上と事業所内での安全教育の推進 ○ 事業所等におけるマナーアップの指導強化 ○ 過積載・過労運転・速度違反・駐車違反の防止対策の推進 ○ 自動車運送事業等に従事する運転者に対する適性診断の充実 ○ 事業所に対する車両の点検整備と整備管理の周知徹底 ○ 整備管理者選任事業所に対する整備管理者研修会の実施 ○ グッドライダー・防犯登録制度の推進，グッドライダーミーティングの開催 ○ 二輪車安全運転推進運動の実施 ○ 街頭検査及び無保険車両への街頭指導の実施 ○ 二輪車通学高校生に対する運転技能講習会・車両点検の実施 ○ シートベルト，ヘルメットの正しい着用の広報
<p>交 通 安 全 母 の 会 各 地 域 活 動 推 進 機 関 ・ 団 体</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 交通安全意識の高揚・母親指導者の育成活動の推進 ○ 交通安全家族会議の推進 ○ 「命を守る旗リレー」の積極的な展開 ○ 高齢者家庭交通安全訪問指導の推進 ○ 「交通事故をなくす県民運動」の積極的な推進 ○ 飲酒運転根絶の広報啓発活動の推進 ○ 効果的な交通安全街頭キャンペーンの実施
<p>自 動 車 教 習 関 係 機 関</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 教習生，卒業生に対する安全教育の徹底 ○ 取消処分者講習等再教育の講習内容の充実 ○ 地域の交通安全活動に対する積極的な協力 ○ 高齢者講習等における講義内容の充実及び実車による運転方法の指導
<p>社 会 福 祉 協 議 会 老 人 ク ラ ブ 連 合 会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県，県警との連携強化 ○ 各種会合等における交通安全指導の実施 ○ 高齢者交通安全教室の開催 ○ 高齢者の交通安全活動への積極的な参加の呼びかけ ○ 交通安全シルバーリーダーの育成 ○ 県警が実施する「死亡事故現場診断」への積極的な参加
<p>自 動 車 関 係 機 関 ・ 団 体</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ かごしま自転車条例と「かごしま自転車安全利用五則」の周知徹底 ○ 自転車に対する街頭指導及び点検整備の実施 ○ T S マークの普及 ○ 自転車用夜光反射材の普及と備え付けの促進 ○ 自転車の正しい乗り方や交差点の安全な通行方法の指導の徹底 ○ 自転車保険への加入勧奨と必要な情報の提供及び助言
<p>九州旅客鉄道株式会社鹿児島支社 肥薩おれんじ鉄道株式会社</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 踏切事故防止の広報活動の強化 ○ 踏切安全通行のための指導，踏切脱出訓練，運転者のマナーアップ指導の強化 ○ 踏切道保安設備の点検整備

鹿児島県交通安全県民運動推進協議会機関・団体名

(順不同)

鹿児島県	日本自動車連盟鹿児島支部	鹿児島県土地改良事業団体連合会
鹿児島県議会	鹿児島県商工会連合会	鹿児島県建設業協会
鹿児島県警察本部	鹿児島県銀行協会	鹿児島県造園建設業協会
鹿児島県教育委員会	鹿児島県商工会議所連合会	鹿児島県弁護士会
鹿児島県市長会	鹿児島県労働基準協会	鹿児島県医師会
鹿児島県町村会	九州旅客鉄道株式会社鹿児島支社	鹿児島県PTA連合会
鹿児島県市議会議長会	鹿児島県交通安全協会	鹿児島県青少年育成県民会議
鹿児島県町村議会議長会	鹿児島県安全運転管理協議会	鹿児島県公民館連絡協議会
九州地方整備局鹿児島国道事務所	鹿児島県指定自動車教習所協会	鹿児島県地域女性団体連絡協議会
九州地方整備局大隅河川国道事務所	全国自動車運転教育協会鹿児島支部	鹿児島県交通安全母の会連絡協議会
九州運輸局鹿児島運輸支局	鹿児島県高速道路交通安全協議会	鹿児島県防犯協会
鹿児島労働局	自動車安全運転センター鹿児島県事務所	鹿児島県青年団協議会
鹿児島地方气象台	自動車事故対策機構鹿児島支所	日本青年会議所九州地区鹿児島支部協議会
鹿児島県市町村教育委員会連絡協議会	日本道路交通情報センター鹿児島支所	鹿児島県私立幼稚園協会
鹿児島県連合校長協会	西日本高速道路株式会社九州支社鹿児島高速道路事務所	鹿児島県建築協会
鹿児島県交通安全教育研究協議会	鹿児島県中小企業団体中央会	全国共済農業協同組合連合会鹿児島県本部
鹿児島県社会福祉協議会	ワールド国際協会337D地区第二分室	鹿児島県農業協同組合中央会
鹿児島県老人クラブ連合会	日本ボーイスカウト鹿児島県連盟	鹿児島県信用農業協同組合連合会
鹿児島県身体障害者福祉協会	ガールスカウト日本連盟鹿児島支部	鹿児島県経済農業協同組合連合会
鹿児島県視覚障害者団体連合会	鹿児島県スポーツ少年団	鹿児島県厚生農業協同組合連合会
鹿児島県聴覚障害者協会	鹿児島県トラック協会	鹿児島県酪農業協同組合
鹿児島県身体障害者協会連合会	鹿児島県バス協会	鹿児島県漁業協同組合連合会
日本赤十字社鹿児島支部	鹿児島県過積載防止対策連絡会議	鹿児島県森林組合連合会
生命保険協会鹿児島協会	鹿児島県タクシー協会	鹿児島県木材協同組合連合会
日本損害保険協会九州支部委員会鹿児島損保会	鹿児島個人タクシー事業協同組合	鹿児島県小売酒販組合連合会
南日本新聞社	鹿児島県自家用自動車協会	鹿児島県石油商業組合
南日本放送	鹿児島県軽自動車協会	鹿児島県砕石協同組合連合会
鹿児島放送	鹿児島県自動車整備振興会	鹿児島県砂利協同組合連合会
鹿児島テレビ放送	軽自動車検査協会鹿児島事務所	鹿児島県左官業協同組合
鹿児島読売テレビ	鹿児島県二輪車普及安全協会	鹿児島県タイル工業協同組合
NHK鹿児島放送	日本自動車販売協会連合会鹿児島支部	日本労働組合総連合会鹿児島県連合会
エフエム鹿児島	鹿児島県中古自動車販売商工組合	鹿児島県交通安全施設工事業協会
鹿児島県広告協会	鹿児島県レンタカー協会	鹿児島県コミュニティづくり推進協議会
鹿児島県消防協会	鹿児島県自動車部品商組合	鹿児島県交通被災者たすけあい協会
あなたの街の郵便局	鹿児島県自動車車体整備協同組合	鹿児島県自転車安全整備店協会
肥薩おれんじ鉄道株式会社	鹿児島県港湾漁港建設協会	N T T 西日本鹿児島支店
鹿児島県信用金庫協会	鹿児島県舗装協会	全110機関・団体

交通死亡事故多発警報制度について

交通死亡事故が連続・集中的に発生する傾向にある場合、交通死亡事故多発警報制度実施要領に基づき警報を発令し、各関係機関・団体においては、各種交通事故防止対策を実施する。

【発令基準】

- ◎ 全 県 警 報 … 10日間に県下で発生した交通死亡事故が8件に達したとき
- ◎ ブロック警報 … 各市町村広域ブロック(7ブロック)において、10日間に発生した交通死亡事故が3件に達したとき
(ただし、鹿児島ブロックにおいては、10日間に発生した交通死亡事故が4件に達したとき)

令和2年 交通安全年間スローガン

- ◆ 運転者(同乗者を含む)へ呼びかけるもの

「スマホより 横断歩道の 僕を見て」

- ◆ 歩行者・自転車利用者へ呼びかけるもの

「夕暮れの 一番星は 反射材」

- ◆ 中学生以下(自分たち自身)へ交通安全を呼びかけるもの

「しっかりと 止まってかくにん 横たん歩道」

交通安全コンテストに参加して無事故・無違反

本年度も、グループごとに無事故・無違反を競う「セーフティ・チャレンジ交通安全コンテスト」を、県下全域で実施します。

家庭や友人、職場等で参加し、安全運転を実践して無事故・無違反を達成しましょう。

お問い合わせ先 自動車安全センター 鹿児島県事務所 099-269-7575

交通事故でお悩みの方へ

交通事故でお悩みの方は、県の交通事故相談所を利用されてはいかがでしょうか。
相談は全て無料で秘密は固く守ります。

鹿児島県交通事故相談所 鹿児島市鴨池新町10番1号 県庁1階 直通 099-286-2526
(相談時間は、県の休日を除く、月曜日から金曜日までの9:00~15:30)

※ 鹿屋・大島では、定期的に出張相談所を開設しています。詳細については県ホームページをご覧ください。

交通安全教育用ビデオ等のご案内

県民の交通安全教育と交通安全思想の普及、啓発に役立てるため、県では交通安全教育用ビデオ、DVDの貸出しを行っています。

なお、県ホームページにおいて教材名(ビデオ等タイトル)の紹介を行っていますので貸出しを希望される方は、県ホームページ(くらし・環境→消防・くらし安全→くらし安全→交通安全)をご覧ください。

★ 最寄りの地域振興局・支庁でも貸出しを行っています。下記にお問い合わせください。

鹿児島県交通安全対策会議・鹿児島県交通安全県民運動推進協議会

鹿児島県 総務部 男女共同参画局 くらし共生協働課 くらし安全係
電話:099-286-2523 F A X :099-286-5524